

藤沢市手数料条例の一部改正について
 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表4の項備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第4の3の表備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第4の5の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表8の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第7の1の表2の項浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所であって、危険物の貯蔵最大数量が右に掲げるものの項中

「	1,180,000円		「	1,450,000円	
	1,410,000円			1,720,000円	
	1,590,000円			1,920,000円	
	1,950,000円			2,360,000円	
	2,270,000円	を		2,740,000円	に
	4,550,000円			5,640,000円	
	5,820,000円			7,240,000円	
	7,070,000円	」		8,790,000円	」

改める。

附 則

- 1 この条例は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例別表第7の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。